

施策評価調書(3年度実績)

				施策コード	I-7-(3)			
政策体系	施策名	ネットワーク・コミュニティの構築	所管部局名	企画振興部			長期総合計画頁	63
	政策名	多様な主体による地域社会の再構築	関係部局名	企画振興部、生活環境部、土木建築部				

【Ⅰ. 主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	小規模集落対策の推進	生活交通の確保・維持	ネットワーク・コミュニティづくりの推進	ネットワーク・コミュニティの形成を支える道づくりの推進

【Ⅱ. 目標指標】

指 標	関連する 取組No.	基準値		3年度			6年度	目標達成度(%)				
		年度	基準値	目標値	実績値	達成度	目標値	25	50	75	100	125
i ネットワーク・コミュニティ構成集落数(集落・累計) [県内集落数(4,250)に対する割合]	①② ③④	H26	-	1,810	1,843	101.8%	2,125 [50%]					

【Ⅲ. 指標による評価】

評価	理 由 等		平均評価
i 達成	地域の課題解決に向けた取り組み支援、組織設立を検討する地域及び市町村に対する専門家派遣、地域コミュニティ組織向けの研修会による事例やノウハウの共有等を行ったことからネットワーク・コミュニティ構築の取り組みが進展し、目標値を達成した。		達成

【IV. 指標以外の観点からの評価】

取組 No.	指標以外の観点からの評価
①	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模集落応援隊の活動により、草刈りや河川の清掃等が行われ、集落維持が図られた(のべ123カ所、参加者のべ378名)。 ・自治会や公民館活動のみでなく、地域住民によるガソリンスタンドの存続、デマンド交通の実証、生活支援や配食サービスなど地域を支える様々な取り組みを支援した。 ・公営水道の整備が困難な小規模集落等については、水問題の解決に積極的に取り組む市町村に対して、中長期整備計画の策定や小規模給水施設の整備等を支援した。
②	<ul style="list-style-type: none"> ・関係市町やバス事業者等と協議しながら、西部圏域で「地域公共交通利便増進実施計画」の策定を進めた。 ・乗合バス事業者が行う広告宣伝費、就労環境の改善に要する費用等を助成することで、バス乗務員の確保を図ったが、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化や就職説明会の中止等から、目標を達成できなかった。 ・関係機関と離島航路の維持改善に向けた協議を行うとともに、国や関係市村と協調して、離島航路事業者に対する運行費助成を行い、離島航路の維持・確保を図った。
③	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織の設立等を支援する中間支援組織を育成するため、NPO等の団体を対象として、支援ノウハウを取得するための研修会を実施した結果、新たに3団体が、中間支援組織として地域をサポートすることとなった。
④	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な道路整備への要望に対し、既存道路敷を利用して歩道幅員や路肩の拡幅など小規模な工事を行い、生活道路の利便性・安全性の向上を図った。

【V. 施策を構成する主要事業】

取組 No.	事業名(3年度事業)	事務事業評価	
		成果指標の達成率(%)	掲載頁
①③	ネットワーク・コミュニティ推進事業	101.8	124
①	小規模給水施設水源確保等支援事業	47.8	124
②	地方バス路線維持対策費	60.6	125
	生活交通路線支援事業	60.6	125
	地域公共交通活性化事業	100.0	125
	バス乗務員確保対策支援事業	28.8	126
④	離島航路対策費	100.0	124
	(単)身近な道改善事業	102.0	91
	交通安全事業	—	92

【VI. 施策に対する意見・提言】

<p>○R3年度第2回まち・ひと・しごと創生本部 中部地域部会(由布市)(R3.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域によってはコミュニティ組織の立ち上げ後すぐに自立することが難しいケースもあるため、立ち上げ後の初動期や計画見直しの際にも専門家の意見を取り入れながら進めていく必要がある。 <p>○大分県政共闘会議「2022年度県当初予算に関する要求」(R3.11)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バスなどにおける高齢者の車内事故防止のため、高齢者学級などでバスの乗り方教室を開くなど事故防止に向けた取り組みを行うこと。 	<p>○連合大分「2022年度予算編成に関わる要請」(R3.10)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内集落の3分の1が小規模集落となっているが、地域公共交通は、住み慣れた地域に住み続けるために必要不可欠な社会インフラである。とりわけ、子どもの通学や自動車運転免許証を返納した高齢者の買い物・通院など、高齢者や障がい者の外出機会の保障とまちの活性化が必要であることから、各地域に応じた交通シビル・ミニマム(生活基盤最低保証基準)を示すことに加え、公共路線維持に向け市町村と連携して取り組むこと。
--	--

【VII. 総合評価と今後の施策展開について】

総合評価	施策展開の具体的内容
A	<ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ組織の設立・運営支援等を担う複数の団体による中間支援(専門家派遣)を実施することで、ネットワーク・コミュニティ構築の加速化を図る。 ・関係市町村やバス事業者と協議しながら、西部圏域で「地域公共交通利便増進実施計画」の策定作業を進めるとともに、中部圏域で「地域公共交通計画」及び「地域公共交通利便増進実施計画」の更新作業を進める。